

～外貨関連～

## 国家外貨管理局広東省分局、 多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用規定を改定、 適格要件を緩和、外債・国外貸付集中管理への一部集中も

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局広東省分局は、2023 年 6 月 30 日付で『多国籍企業の人民元・外貨建てクロスボーダー資金の集中運用管理規定（試行）』<sup>1</sup>（粵匯発[2023]19 号、以下『規定』）を公布し、適格要件の緩和による対象企業・銀行範囲の拡大や、集中限度額計算の最適化による資金運用面での柔軟性向上、届出手続きの利便化、資金使用関連資料の審査簡素化などを行い、多国籍企業グループ内での資金の有効活用や業務の効率化による本部経済の発展の後押しを図っています。

『規定』は公布日より施行するとして、これに伴い、同分局管轄の地域における新規業務及び国家外貨管理局公布の『多国籍企業のクロスボーダー資金の集中運用管理規定』<sup>2</sup>（以下、匯発[2019]7 号）に基づく既存業務については、いずれも『規定』に基づき、取り扱うこととします。

『規定』では、現行の各種クロスボーダープーリングの一部関連政策の統合を行い、外債と国外貸付につき全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理及び国外貸付関連政策を適用すると決めました。また、広東省のほか、北京市と深圳市でも類似した規定も公布し、趣旨はほぼ同様です。尚、『規定』につき、2022 年 1 月公布の粵匯発[2022]1 号（広東自由貿易試験区広州南沙新区に適用）に比べた主な変更点は以下の通りです。

- 企業の適格要件とする国際収支規模と営業収入規模を二者択一、その基準金額の引き下げ
- 外債・国外貸付集中管理への一部集中参加が可能
- 現行の全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連規定及び国外貸付関連規定へ統合、集中限度額計算式の各係数も適用
- 外債・国外貸付リスク加重残高の計算に、それぞれ為替リスク換算因数と通貨種類換算因数を導入、人民元の利用を後押し
- 届出資料の提出につき、従来の主宰企業の代わりに、主宰企業の委託を受けた協力銀行 1 行は申請者として当局への資料提出も可能。集中限度額に影響しないメンバー企業の新規加入・退出や社名変更に伴う変更手続きは、協力銀行が直接資本項目システムで実施可能

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。<http://www.safe.gov.cn/guangdong/2023/0630/2573.html>

<sup>2</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 485 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒  
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

## クロスボーダー資金集中管理

多国籍企業を対象としたクロスボーダー資金の集中運用管理（以下、資金プーリング）とは、国内外の企業の余剰資金を一元管理できる仕組みのことで、これは外債及び国外貸付資金の集中管理、經常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットィング）が含まれます。多国籍企業にとって、資金プーリングを通じ為替リスクの低減、財務コストダウンが実現でき、クロスボーダー資金運用の効率を向上させます。所管部門及び取り扱う通貨種類に基づき、現行の資金プーリングの種類は図表1の通りです。

【図表1】資金プーリングの種類

項目	人民元クロスボーダープーリング <sup>注1</sup>	人民元・外貨クロスボーダープーリング	
通貨種類	人民元	人民元、外貨	
実施地域	全国	全国	試行地域 <sup>注2</sup>
届出機関	人民銀行	外貨管理局	外貨管理局、人民銀行
届出申請者	決済銀行	主宰企業	主宰企業、協力銀行
主宰企業	国内企業または国外企業	国内企業	国内企業
協力銀行数	1~3行	制限なし	制限なし

（注1）人民元クロスボーダープーリングは、全国版、自由貿易試験区一般版、自由貿易試験区全機能版に分けられる。ここでは全国版を指す。

（注2）2021年より、一部地域で多国籍企業を対象にクロスボーダー資金使用の更なる利便化措置を試行。詳細については、次頁をご参考ください。

（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

多国籍企業を対象にクロスボーダー資金の使用に便宜を図るために、人民銀行と外貨管理局は2021年より一部地域で利便化措置を試行開始。直近までの試行措置は図表2の通りです。『規定』は、当局の第3弾の方針を受け、広東省が公布したものです。

【図表2】人民元・外貨クロスボーダープーリングの利便化試行措置

試行時期	試行地域・試行政策
2021年 第1弾	北京市、深圳市における信用力の高い大手多国籍企業を対象に試行開始 ▶ 現行資金プーリングの整合によるクロスボーダー人民元・外貨資金の管理を一体化 ▶ 外債限度額と国外貸付限度額を適度に調整 ▶ 資金の移動と使用の利便性を向上 ▶ 限度額以内の自由元転を可能に
2022年 第2弾	上海市や広東省、陝西省、浙江省、青島市、寧波市などを対象地域に追加 ▶ 国内で国外メンバー企業の經常取引の人民元・外貨建ての集中決済を可能に ▶ 人民元によるクロスボーダー収支業務の利便性を向上
2023年 第3弾	北京市、広東省、深圳市を対象に現行関連政策の最適化を試行 ▶ クロスボーダー資金の集中運用に関する現行の政策を整合 ▶ クロスボーダー資金運用面での自由度を向上 ▶ 人民元によるクロスボーダー資金集中運用業務をサポート ▶ 届出プロセスと資金使用関連資料の審査を簡素化

（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## 適格要件を緩和、手続きの利便化も

『規定』では企業の適格要件を大幅に緩和しました。従来、企業が営業収入と国際収支の金額基準を共に満たす必要がありましたが、現在は、営業収入と国際収支のどちらかをクリアすれば良いとします。また、金額基準は従来の十分の一に引き下げ、主宰企業が自由貿易区に登録する場合、さらに半減します。ほかの変更点については図表3をご参照ください。

更に利便性を向上させるために、関連手続きも簡素化されます。届出申請手続きについて、従来主宰企業が所在地の外貨管理局へ届出申請資料を提出しますが、現在は、主宰企業の委託を受けた協力銀行による資料の提出も可能になります。

また、変更手続きの場合、外債限度額と国外貸付限度額に関わりがない資本項目の変更、主宰企業やメンバー企業の社名変更については、主宰企業が変更事項発生後の30日以内に協力銀行に通知し、かつ関連資料を提出します。協力銀行は主宰企業からの通知を受けた後、直接資本項目情報システム上で変更手続きを取り扱えます。

なお、主宰企業は国内資金メイン口座における資本項目の外貨収入（外貨及び元転後の人民元）を使用する際、関連取引が真実かつコンプライアンスに合致することを承諾することを前提に、協力銀行へ真実性を証明する資料を1件ずつ事前提出する必要がなくなり、資金使用時の関連審査資料は簡素化されました。

【図表3】企業の資格要件における主な変更点

粤匯発[2022]1号 (適用地域：広東自貿区広州南沙新区)	『規定』 (適用地域：深圳市を除く広東省)	変更点
<p>【国内メンバー企業】合算で前年度の営業収入100億元以上、かつ人民元・外貨建て国際収支70億元以上</p> <p>【国外メンバー企業】合算で前年度の営業収入20億元相当以上</p>	<p>【国際収支規模】合算で前年度国内メンバー企業の人民元・外貨建て国際収支7億元相当以上あるいは</p> <p>【営業収入規模】合算で前年度国内メンバー企業の営業収入10億元以上、かつ国外メンバー企業の営業収入2億元相当以上</p>	金額基準を引き下げ、営業収入と国際収支のどちらかの基準を満たせばよい
—	<p>主宰企業が広東自貿区に登録した場合</p> <p>【国際収支規模】合算で前年度内メンバー企業の人民元・外貨建て国際収支3.5億元相当以上あるいは</p> <p>【営業収入規模】合算で前年度国内メンバー企業の営業収入5億元以上、かつ国外メンバー企業の営業収入1億元相当以上</p>	自貿区に登録した主宰企業を対象に規制を更に緩和
メンバー企業が国連安全保障理事会の制裁決議に違反する状況はない。国内メンバー企業が直近2年以内にクロスボーダー業務において、重大な違法・規定違反の行為はない	直近2年以内にクロスボーダー受取・支払業務において重大な違法・規定違反の行為はない（設立して2年未満の場合、設立からクロスボーダー受取・支払業務において重大な規定違反の行為はない）	設立2年未満場でも申請可能

(『規定』『粤匯発[2022]1号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】企業の資格要件における主な変更点（続き）

粵匯発[2022]1号 (適用地域：広東自貿区広州南沙新区)	『規定』 (適用地域：深圳市を除く広東省)	変更点
貿易外貨の受取・支払企業リストの掲載企業である場合、その貨物貿易分類結果がA類企業で、かつクロスボーダー人民元業務重点監督管理リストの対象ではない	貿易外貨の受取・支払企業リストの掲載企業である場合、その貨物貿易分類結果がA類企業。主宰企業がB類、C類企業に降格された場合、所在地の外貨管理局は多国籍企業に対し主宰企業の変更、申請資料の再度提出を通知する。他のメンバー企業がB類、C類企業に降格された場合、主宰企業はその業務を停止させ、本規定の第10条、第11条に基づきメンバー企業を変更しなければならない	貨物貿易分類結果が降格された場合の処理方法を明記
国外メンバー企業が『国外投資方向の更なる引導及び規範化に関する指導意見』（国弁発[2017]74号）に記載された制限類、禁止類の国外投資企業に該当しない	国外メンバー企業が国内企業の投資によるものであれば、国内関連主管部門の国外投資に関する規定に合致しなければならない	関連法規を明確にせず、今後関連規定を要収集

(『規定』『粵匯発[2022]1号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 集中管理への一部集中参加が可能

『規定』では、集中管理への参加方式や集中限度額設定の面で大きな変更があります。従来、メンバー企業が集中管理に参加する場合、外債・国外貸付限度額の全部を集中させなければなりませんでしたが、現在、計算式に集中比率を設けることで限度額の全部または一部を集中させることが可能となりました。そして、集中比率の調整は年1回までとし、資金運用の面で柔軟性を向上させます。留保する限度額については、メンバー企業が現行政策に基づき、自社で外債あるいは国外貸付関連業務を行います。

集中限度額設定の面では、従来、計算式におけるレバレッジ率、マクロプルーデンス調節パラメータは独立で設定されていたため、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連規定、国外貸付関連規定における関連係数の調整と連動しませんでした。そのため、当局の監督管理の方向性の調整を反映できず、今回、政策面の統合を図ることで、『規定』では、これらの係数を一体化しました。

また、外債リスク加重残高と国外貸付リスク加重残高の計算式に、それぞれ為替リスク換算因数と通貨種類換算因数を導入し、人民元の優先利用による為替リスクの低減や人民元の国際化推進の意図が視かれます。

外債集中限度額と国外貸付集中限度額については、図表4と図表5をご参照ください。

【図表 4】外債集中限度額計算式比較

	粵匯発[2022]1号	『規定』
計算式	外債集中限度額 = $\Sigma$ 主宰企業及び集中に参加する国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益 × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節パラメーター	外債集中限度額 $\leq$ (主宰企業の監査済み前年末所有者権益 + $\Sigma$ 国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益 × 集中比率) × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節パラメーター
	クロスボーダー融資レバレッジ率 : 2 マクロプルーデンス調節パラメーター : 1	クロスボーダー融資レバレッジ率とマクロプルーデンス調節パラメーターは全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連規定に基づき確定
原則	クロスボーダー資金の純流入額は届出済の外債集中限度額を超えてはならない	外債リスク加重残高 <sup>注</sup> は外債集中限度額を超えてはならない (注) 外債リスク加重残高 = $\Sigma$ 人民元・外貨建て外債残高 + $\Sigma$ 外貨建て外債残高 × 為替リスク換算因数)
	外債限度額集中管理に参加するメンバー企業は、 <u>自社で関連業務を行ってはならない</u>	<u>各メンバー企業は集中させる外債の限度額を自社で決定することができる。限度額の調整は年1回までとする。留保する限度額については、各メンバー企業が現行の規定に従い、自社で外債業務を行う</u>

(『規定』 『粵匯発[2022]1号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 5】国外貸付集中限度額計算式比較

	粵匯発[2022]1号	『規定』
計算式	国外貸付集中限度額 = $\Sigma$ (主宰企業及び集中に参加する国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益) × 国外貸付レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節パラメーター	国外貸付集中限度額 $\leq$ (主宰企業の監査済み前年末所有者権益 + $\Sigma$ 国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益 × 集中比率) × 国外貸付レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節パラメーター
	国外貸付レバレッジ率 : 0.8 マクロプルーデンス調節パラメーター : 1	国外貸付レバレッジ率とマクロプルーデンス調節パラメーターは国外貸付関連規定に基づき確定
原則	クロスボーダー資金の純流出額は届出済の国外貸付集中限度額を超えてはならない	国外貸付リスク加重残高 <sup>注</sup> が国外貸付集中限度額を超えてはならない (注) 国外貸付リスク加重残高 = $\Sigma$ 人民元・外貨建て国外貸付残高 + $\Sigma$ 外貨建て国外貸付残高 × 通貨種類換算因数)
	国外貸付限度額集中管理に参加するメンバー企業は、 <u>自社で関連業務を行ってはならない</u>	<u>各メンバー企業は集中させる国外貸付の限度額を自社で決定することができ、限度額の調整は年1回までとする。留保する限度額については、各メンバー企業が現行の規定に従い、自社で国外貸付業務を行う</u>

(『規定』 『粵匯発[2022]1号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 国内資金メイン口座入出金範囲の細分化

『規定』では、国内資金メイン口座の入出金範囲を下表の通り細分化しました。別途規定がある場合を除き、国内メンバー企業が国内銀行からの外貨借入金の国内資金メイン口座への入金禁止（外債返済・国外貸付などに用いる場合を除く）を明確にしました。

【図表6】国内資金メイン口座の入出金範囲

入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国内メンバー企業の経常項目に係る収入</li> <li>➢ 国内メンバー企業の人民元決済口座（集中管理に参加しない人民元外債口座を除く）、経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座からの振替</li> <li>➢ 集中限度額内における国外から流入した外債及び回収した国外貸付の元利金</li> <li>➢ 外貨購入・預入（経常項目の対外支払、国外貸付、外債返済のための外貨転）</li> <li>➢ 預金の元利金</li> <li>➢ 同一の主宰企業のその他国内資金メイン口座の振替収入</li> <li>➢ 中国人民銀行、国家外貨管理局が認可するその他の収入</li> </ul> <p>別途規定がある場合を除き、国内メンバー企業が国内銀行からの外貨借入金の国内資金メイン口座への入金禁止（外債返済・国外貸付などに用いる場合を除く）</p>
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国内メンバー企業の経常項目に係る支出</li> <li>➢ 国内メンバー企業の人民元決済口座、経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座への振替</li> <li>➢ 集中限度額内における国外へ流出した国外貸付及び返済した外債の元利金</li> <li>➢ 元転後の振替</li> <li>➢ 預金の振替</li> <li>➢ 預金準備金の納付</li> <li>➢ 同一の主宰企業のその他国内資金メイン口座への振替支出</li> <li>➢ 中国人民銀行、国家外貨管理局が認可するその他の支出</li> </ul>

（『規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

### 留意点・所見

2021年3月、一部地域において人民元・外貨を一体化したプーリングの利便化措置を試行しました。しかし、当時はハードルが高すぎたので、適格企業はごく僅かでした。今回、適格要件の大幅な緩和により、申請意向のある多国籍企業に対しては朗報です。ただし、『規定』では申請の前提条件の1つとして、「真実な業務上の実需がある」と明記されたので、資格要件を満たしても、「真実な業務上の実需がある」ことを証明できない場合、申請は当局に却下される可能性もあるので、ご注意ください。

なお、人民元・外貨クロスボーダープーリング関連業務を取り扱う際の留意点は以下の通りです。

#### □ 外債・国外貸付リスク加重残高

『規定』では、外債・国外貸付リスク加重残高は外債・国外貸付集中限度額を超えてはならないと明記しました。今回、リスク加重残高計算式にそれぞれ為替リスク換算因数<sup>3</sup>と通貨種類換算因数<sup>4</sup>を導入したので、外貨建ての外債・国外貸付がある場合、そのリスク加重残高は大きくなります。すでに人民元・外貨クロスボーダープーリングを展開している多国籍企業は、そのリスク加重残高が集中限度額を超える可能性があります。

<sup>3</sup> 2023年9月現在、為替リスク換算因数が0.5である。中国人民銀行、国家外貨管理局は対外負債全体状況、期限・通貨種類構造などに基づきクロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス調節パラメーター、為替リスク換算因数を調整することができる。

<sup>4</sup> 2023年9月現在、通貨種類換算因数が0.5である。中国人民銀行、国家外貨管理局は国外貸付全体状況、期限・通貨種類構造などに基づき国外貸付レバレッジ率、マクロプルーデンス調節パラメーター、通貨種類換算因数を調整することができる。

## □ 届出通知書の有効期限

外貨管理局は人民銀行と共同で届出手続きを完了した後、主宰企業向け届出通知書を発給します。『規定』では、届出通知書の有効期限を明確に記載していませんが、主宰企業に対し届出通知書を取得後1年以内に、国内資金メイン口座を開設し、かつ資金プーリング業務を取り扱うよう定めています。これを実行しない場合、届出通知書の発行満1年の日より失効する可能性があります。

## □ 資金の用途規制

『規定』では、国内資金メイン口座内の資金用途の制限を明確的に定めています。

- 国内資金メイン口座に集中された資本項目資金は直接または間接的に（メンバー企業経由）企業の経営範囲以外の使用、もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならないこと
- 非関連企業への貸付に用いてはならないこと
- 直接または間接的に有価証券・理財商品への投資、非自社用不動産への投資に用いてはならないこと

また、国内資金メイン口座は日中及びオーバーナイトの貸越ができませんが、用途については、従来の政策では明確にしていませんが、『規定』では貸越金は対外支払いのみに用い、資金を受け取った後に、優先的に貸越金を償還しなければならないと決めました。

## □ 複数の協力銀行を利用する場合

『規定』では、協力銀行数を規制していません。主宰企業は複数の協力銀行を利用する場合、外債や国外貸付集中限度額の各協力銀行における具体的な配分を、事前に計画しておいてください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

\*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：[hao.jing@mizuho-cb.com](mailto:hao.jing@mizuho-cb.com)

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。